

掛川市教育委員会規則第7号

掛川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月22日

掛川市教育委員会教育長

佐藤嘉晃

(別紙)

掛川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

掛川市学校運営協議会規則（平成30年掛川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「10人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。